

支援法ならびに自治体の独自施策

(作成: 大分大学教育福祉科学部 山崎栄一)

(2006年4月現在)

被災者生活再建支援法

注: 支援内容で住宅再建・住宅補修にある△は、再建・補修そのものには支援金を使えないという意味である

実施主体名	制度・要綱(要領)名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢	支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施時期
国 都道府県	被災者生活再建支援金	—	恒久	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害が発生した市町村における自然災害 ② 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 ③ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害 ④ 5以上の世帯が全壊した市区町村(人口10万人未満のもの)で、上記①～③に定める区域に隣接するものに係る自然災害	全壊 ・半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により、当該住宅を解体するにいたった世帯 ・火砕流等の事由により、長期にわたり居住不能の状態が継続することが見込まれる世帯 ・大規模半壊	① 年収が500万円以下の世帯 ② 年収が500万円を超え、700万円以下である世帯で、世帯主が45歳以上または要援護世帯 ③ 年収が700万円を超え、800万円以下である世帯で、世帯主が60歳以上または要援護世帯 (支給金額の欄において、上記のグループごとに区分)	—	〔生活関係経費〕 ・通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ・住居の移転費又は移転のための交通費 ・住宅を賃借する場合の借家権の設定対価(礼金等) ・自然災害により負傷し、又は病気にかかった者の医療費の自己負担額	○	×	×	<限度額> 全壊 100万円(①) 50万円(②③) 大規模半壊 0円 支給されず ・単身世帯は3/4 ・「長期避難解除世帯」に対しては特例措置あり (生活・居住関係経費(礼金等・医療費以外)をさらに最大70万円支給→ただし、支援法の支給限度額の範囲内)	都道府県が基金を創設し、それに対して国が補助を行う	国1/2 都道府県1/2	1998年 2004年改正	
								〔居住関係経費〕 ・住宅を賃借する場合の家賃、住宅取得補修するための一時的な仮設住宅(トレーラーハウス等)の借料、宿泊施設の利用料等 ・被災した住宅の解体(除去費)、当該解体に係る廃棄物の撤去費及び解体・撤去跡地に係る整地費 ・住宅の取得(建設購入等)又は補修に係る借入金等の利息、債務保証料 ・賃借の際の媒介手数料、保存登記料、建築の際の検査料等	×	△	△	<限度額> 全壊 200万円(①) 100万円(②③) 大規模半壊 100万円(①) 50万円(②③) ・単身世帯は3/4 ・家賃等の経費は上限50万円 ・県外移転者はそれぞれの支援メニューの上限額が1/2 (ただし支給上限額は変更なし) ・賃貸住宅等に居住していた世帯は家賃等以外の経費は上限100万円				

法適用対象外の世帯への支給(グループA)

実施主体名	制度・要綱・要領名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢	支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施時期
奈良県	「奈良県被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」	奈良県—A	暫定 1998年台風7号	県内被災世帯 (—以上の市町村で支援金の支給対象となれば、全県適用)				—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県の独自事業	県が全額負担	1998年
福島県	「福島県被災者生活再建支援補助金交付要綱」	福島県—A①	暫定 1998年8月末豪雨 (法公布から法適用間の災害だった)	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在していた)				—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県の独自事業	県が全額負担	1998年

福島県	「生活再建給付金要綱」	福島県—A②	恒久	支援法適用対象外の世帯 (県内法適用市町村の存在が前提)	支援法と同等	—	支援法と同等	○	△ (改正前×)	△ (改正前×)	支援法と同等	財団法人福島県 震災救助基金協 議会が運営	県1/2 市町村1/2	2001年
栃木県	「栃木県被災者生活再建支援金支給事業実施要領」	栃木県—A	暫定 1998年8月末豪雨 (法公布から法適用間の災害だった)	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在していた)	支援法と同等	—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県の独自事業	県が全額負担	1998年
岩手県	「被災者生活再建支援事業費補助金交付要領」	岩手県—A	暫定 1999年10月末豪雨 2002年台風6号	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在していた) 災害が発生するたびに独自 施策を実施するかを判断し、 災害ごとに要領を作る	支援法と同等	—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県が市町村に補 助金を出す	県が全額負担	1999年 2002年
静岡県	「被災者自立生活再建支援補助金交付要綱」	静岡県—A	恒久	支援法適用対象外の世帯 (県内法適用市町村の有無 に関係なく)	支援法と同等	—	支援法と同等	○	△ (改正前×)	△ (改正前×)	支援法と同等	県が市町村に補 助金を出す	県が全額負担	1999年
山口県	「山口県被災者生活再建支援金支給事業実施要領」	山口県—A	暫定 1999年台風18号	支援法適用対象外の世帯 (法適用対象市町村は存在していた)	支援法と同等	—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県が市町村に補 助金を出す	県1/2 市町村1/2	1999年
岡山県	「岡山県被災者生活再建支援金支給事業実施要領」	岡山県—A	暫定 鳥取県西部地震	県内被災世帯 (県内に法適用市町村なし)	支援法と同等	—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県が市町村に補 助金を出す	県1/2 市町村1/2	2000年
広島県	「広島県被災者生活再建支援補助金交付要綱」	広島県—A	恒久	支援法適用対象外の世帯 (県内法適用市町村の存在が前提)	支援法と同等	—	支援法と同等	○	△ (改正前×)	△ (改正前×)	支援法と同等	県が市町村に補 助金を出す	県1/2 市町村1/2	2000年
愛媛県	「芸予地震被災者生活再建支援事業実施要領」	愛媛県—A	暫定 芸予地震	県内被災世帯 (県内に法適用市町村なし)	支援法と同等	—	支援法と同等	○	×	×	支援法と同等	県が市町村に補 助金を出す	県1/2 市町村1/2	2001年
鳥根県	「鳥根県被災者生活再建支援交付金要綱」	鳥根県—A	恒久	支援法適用対象外の世帯 (県内法適用市町村の有無 に関係なく)	支援法と同等	—	支援法と同等	○	△ (改正前×)	△ (改正前×)	支援法と同等	県が市町村に補 助金を出す	県1/2 市町村1/2	2002年

法改正前における住宅再建・補修に対する直接支援(グループB)

実施主体名	制度・要綱・要領名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢	支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施時期
鳥取県	「住宅復興補助金」 (鳥取県西部地震被災者向け住宅復興事業費補助金交付要綱)	鳥取県—B①	暫定 鳥取県西部地震	県内被災者		特に制限なし		・居住していた市町村内の建設に限る	・住宅建設・補修 ・液状化復旧・石垣関連	×	○	○	<限度額> 住宅建設 300万円 住宅補修 150万円 液状化復旧 150万円 石垣関連 150万円 ・市町村により自己負担あり	県が市町村に補 助金を出す	県と市町村との 負担割合は給付 内容によりばら つきあり	2000年

鳥取県	「鳥取県被災者住宅再建支援基金」(鳥取県被災住宅再建支援条例)	鳥取県—B②	恒久	県内で10戸以上の全壊、その他被災地域の崩壊十市町村の財政を著しく圧迫する被害のあった自然災害	一部破壊含む	・所得・年齢制限はなし	・居住していた市町村内の建設に限る	・住宅建設・補修	×	○	○	<限度額> 住宅建設 300万円 住宅補修 150万円(33万自己負担)	県・市町村が共同で基金を県に設置	県1/2 市町村1/2	2001年
鳥根県	「住宅修繕支援制度」	鳥根県—B	暫定 鳥取県西部地震	県内被災世帯	特に制限なし	・高齢者(65歳以上)・障害者でかつ市町村民税が非課税世帯(特定業種の場合要件緩和)	—	・住宅補修	×	×	○	10万円～200万円相当額の修繕工事(現物給付) ・特定地域については300万円以内	長寿社会振興財団が運営	県が全額負担	2000年
岡山県	「鳥取県西部地震被災高齢者世帯等住宅支援事業費補助金交付要綱」	岡山県—B	暫定 鳥取県西部地震	県内被災世帯(県内に法適用市町村なし)	特に制限なし	・被保護者または要保護者・高齢者(65歳以上)・障害者でかつ市町村民税が非課税世帯	—	・住宅補修(応急修理)	×	×	○	53万1000円以内	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2000年
愛媛県	「平成13年度芸予地震被害住家修繕支援事業実施要領」	愛媛県—B	暫定 芸予地震	県内被災世帯(県内に法適用市町村なし)	特に制限なし	・高齢者(65歳以上)のみの世帯・障害者でかつ市町村民税が非課税世帯	—	・住宅補修(日常生活の起居に必要な部分の修繕に限る)	×	×	○	補助基準額30万円	県が市町村に補助金を出す	県 2/4 市町村1/4 被災者1/4	2001年
宮城県	「被災住宅再建支援金」(宮城県北部連続地震被災住宅再建支援金交付要綱)	宮城県—B	暫定 宮城県北部連続地震	県内被災世帯	特に制限なし	所得・年齢制限はなし	・賃貸住宅は対象外 ・県内再建に限る	・住宅建設・補修	×	○	○	<限度額> 住宅建設 100万円 住宅補修 50万円	県が市町村に補助金を出す	県が全額負担 市町村はそれに対して上乗せ・横出しをする場合もある	2003年
北海道平取町	「平取町被災者住宅再建等支援金交付要綱」	平取町—B	恒久	災害救助法が適用された自然災害 例:2003年台風10号	・半壊・一部損壊含む	所得・年齢制限はなし	・町内再建に限る	・家財道具等 ・住宅建設・補修	○	○	○	<限度額> 生活再建 50万円 住宅再建 400万円 住宅補修 250万円	町の独自事業	町が全額負担	2003年

長期避難世帯に対する支援(グループC)

実施主体名	制度・要綱・要領名	省路名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象被害度	支援対象所得	支援対象年齢	支援対象その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施時期
東京都	「東京都被災者生活再建支援金支給要綱」	東京都—C①	暫定 三宅島噴火災害	島内被災世帯	支援法の適用対象とならない世帯で、退避生活により収入の道を失ったもの			—	支援法と同等	○	×	×	複数世帯50万円 単身世帯37万5000円	都の独自事業	都が全額負担	2000年
東京都	「三宅村災害保護特別事業」	東京都—C②	暫定 三宅島噴火災害	島内被災世帯	特に制限なし	・職援金等を含めて、預貯金(所持金等含む)が500万円以下の世帯 ・収入認定額が基準額以下の世帯	特に制限なし	・被災日に三宅島に住んでいて、帰島の意思がある世帯 ・生活保護世帯に該当していない世帯	生活保護に準じた保障			基準額—収入認定額=支給額 この金額は、年齢、世帯員の数、障害者、高齢者などの項目から導き出す	三宅村災害保護特別事業交付金 基金を創設	都2/3 村1/3	2003年2月～ 2005年3月	
東京都	「災害被災者帰島生活再建支援金」	東京都—C③	暫定 三宅島噴火災害	島内被災世帯	特に制限なし	・平成16年の収入が1000万円以下	特に制限なし	・避難指示解除日から原則0ヶ月以内に帰島 ・以前に支援等を受けていない世帯	・住宅の新築、改築、修繕及び住宅附帯設備の購入等に要するもの	×	○	○	<限度額> 150万円 ・支援法上の対象経費は支給の対象とはならない	都の独自事業	都が全額負担	2005年

2004年度の風水害等(グループD)

実施主体名	制度・要綱・要領名	省略名	恒久／暫定	発動要件・適用範囲	支援対象 被害度	支援対象 所得	支援対象 年齢	支援対象 その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施時期
新潟県	「新潟県被災者生活再建支援事業補助金交付要綱」	新潟県—D	暫定 2004年新潟豪雨災害	法適用対象及びそれに準じた被害を受けて知事が特に認めた市町村	・半壊・床上浸水を含む	所得・年齢制限はなし	—	—	・支援法をベースにしているが市町村長が認めた場合には建設・補修のものにも可能	○	実質○	実質○	<上限額> 全壊 100万円 大規模半壊 100万円 半壊 50万円 床上浸水 30万円 ・県外移転者は支給額は1/2	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2004年
静岡県	「被災者住宅再建事業費補助金交付要綱」	静岡県—D	暫定 2004年台風22号	県内被災世帯	・半壊含む	・800万円以下かつ ・要援護世帯	特に制限なし	・静岡県内の建設・購入等に限る	・建設・購入・補修	×	○	○	全壊・半壊・建設・購入・補修に関わらず、50万円	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2005年の補助金に適用
福井県	「被災者住宅再建補助金」	福井県—D	暫定 2004年7月福井豪雨	県内被災世帯	・半壊・一部損壊・床上浸水を含む	所得・年齢制限はなし	—	・借家人は対象外 ・被災市町村に住宅再建	・家財道具等 ・住宅建設・補修そのもの	○	○	○	<上限額> 全壊・400万円 (新築、補修等300万円、家財等100万円) 半壊・200万円 (新築、補修等150万円、家財等50万円) 一部損壊、床上浸水・50万円 (補修、家財等50万円) ・支援法上の受給額は差し引き	県が市町村に補助金を出す	県 2/4 市町村1/4 被災者1/4	2004年
福井市	「福井市被災者住宅再建事業補助金交付要綱」	福井市—D	暫定 2004年7月福井豪雨	全市世帯	福井県—Dに準拠	福井県—Dに準拠	—	福井県—Dに準拠 ただし、借家人も対象	福井県—Dに準拠	○	○	○	福井県—Dに準拠 ・借家人については、家財道具等に限定(50万円を限度)ながらも独自支援	県が市町村に補助金を出す (借家人支出分のみ市単独事業)	県 2/4 市町村1/4 被災者1/4 のみ市3/4 被災者1/4	2004年
岐阜県	「岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱」	岐阜県—D	恒久 2004年台風23号 がきっかけにはあるが、恒久化している	・支援法適用災害(その他知事が特に認めた場合)における県内被災世帯 将来的には、支援法適用外の災害にも適用があるかも知れないとのこと	・半壊・床上浸水を含む	支援法と同等	—	・支援法適用災害その他知事が特に認めた場合(将来的には、支援法適用外の災害にも適用があるかも知れないとのこと)	・支援法をベースにしているが市町村長が認めた場合には建設・補修のものにも可能	○	実質○	実質○	<限度額> 全壊 100万円 大規模 100万円 半壊 50万円 床上浸水 30万円 ・県外移転者は支給額は1/2	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2004年
三重県	「三重県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要領」	三重県—D	暫定 2004年台風21号	①支援法適用対象の市町村 ②施行令1条2号に定める被害の2分の1以上の被害のある市町村 ③災害救助法施行令別表第3に定める住家の滅失世帯等が生じた市町村にも交付	・半壊・床上浸水を含む	支援法と同等	—	—	・支援法をベースにしているが市町村長が認めた場合には建設・補修のものにも可能	○	実質○	実質○	<限度額> 全壊 100万円 大規模 100万円 半壊 50万円 床上浸水 30万円 ・県外移転者は支給額は1/2	県が市町村に補助金を出す	県 2/4 市町村1/4 被災者1/4	2004年
京都府	「地域再建被災者住宅等支援事業」	京都府—D	暫定 2004年台風23号	県内被災世帯	・半壊・一部損壊・床上浸水を含む	所得・年齢制限はなし	—	・被災市町村に住宅再建	・住宅の建替・購入・補修	×	○	○	<限度額> 全壊 300万円(対象400万円) 大規模 200万円(対象267万円) 半壊 150万円(対象200万円) 一部損壊、床上浸水 50万円(対象67万円) ・支援法をあわせて最高600万円 ・高齢者や障害者等で低所得世帯については対象経費20万円までは自己負担なし	県が市町村に補助金を出す	府 2/4 市町村1/4 被災者1/4	2004年

兵庫県	「高齢者住宅再建支援事業補助」	兵庫県—D	暫定 2004年度中の自然災害で知事が特に定めたもの 全16号・18号・21号・23号(豊岡水害)	知事が特に定める自然災害での被災世帯。	・罹災証明書を発行 ・自己所有または賃貸住宅を解体した者	・世帯主等の総所得額が730万円以下	・65歳以上	・被災市町村内の再建等に限る	・住宅の建設・購入	×	○	×	100万円 ・法令に適合すること ・経費が500万円以上 ・住宅部分の床面積が175㎡以下(それ以上の場合は、当該床面積を上限)	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2004年
岡山県	「生活再建支援給付金補助事業」	岡山県—D	暫定 2004年台風16号(高潮)	県内被災世帯	・床上浸水世帯に限定	支援法と同等	—	—	・物品購入または修理等	○	×	○	20万円	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2004年
徳島県	「徳島県住宅再建特別支援事業」	徳島県—D	暫定 2004年台風10号・16号・18号・21号・23号	県内被災世帯	・半壊含む	所得・年齢制限はなし	—	・被災市町村内の再建等に限る	・住宅建設・補修 ・解体・撤去・整地等	×	○	○	<限度額> 全壊世帯 225万円(対象300万円) 半壊世帯 112万5000円(対象150万円) ・支援法上の受給額は差し引き	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/4 被災者1/4	2004年
高知県	「高知県被災者生活再建緊急支援事業費補助金交付要綱」	高知県—D	暫定 2001年9月高知県西南部豪雨災害	県内被災世帯(法適用対象市町村は存在していた)	・半壊含む	・収入が800万円以下 ・高齢者・障害者・生活保護世帯等	—	・被災市町村内の再建等に限る	・支援法の適用対象とならない世帯	○	×	×	支援法と同等	県の独自事業	県が全額	2001年
愛媛県	「被災者生活再建緊急支援事業」	愛媛県—D	暫定 2004年台風15号・16号・21号 来年度は再度検討	支援法が適用された市町村の被災世帯	・半壊・一部損壊・床上浸水含む	・世帯主の収入が800万円以下の世帯	特に制限なし	・県外・市町村移転でも支給	・被害を受けた住宅の解体・撤去・整地 ・家財道具等の購入・修理費	○	△	×	<限度額> 全壊 100万円 大規模半壊 100万円 半壊 50万円 一部損壊 30万円 床上浸水 30万円(土砂流入) 15万円(それ以外)	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/4 被災者1/4	2004年
宮崎県	「宮崎県被災者生活緊急支援事業費補助金交付要綱」	宮崎県—D	暫定 2005年台風14号	県内被災世帯	・全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水	・世帯主の収入が800万円以下の世帯	特に制限なし	—	・被災者の当面の生活に対する緊急支援(使途は限定しない)	○	○	○	<上限額> 20万円	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2005年
大分県	「大分県災害被災者住宅再建支援事業」	大分県—D	恒久	①県内で10世帯以上の全壊(全県適用) ②市町村で5世帯以上の全壊(当該市町村のみ適用)	・全壊・半壊・床上浸水	・世帯主の収入が800万円以下の世帯	特に制限なし	・被災市町村内の再建等に限る	・生活再建 ・居住安定 ・住宅再建	○	○	○	<限度額> 全壊 生活再建30万 居住安定70万 住宅再建200万 半壊 生活再建30万円 住宅再建100万円 床上浸水 生活再建 20万円	県が市町村に補助金を出す	県1/2 市町村1/2	2006年

新潟県中越地震(グループE)

実施主体名	制度・要綱・要領名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象被害度	支援対象所得	支援対象年齢	支援対象その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施時期
新潟県	「住宅応急修理支援」	新潟県—E①	暫定 新潟県中越地震	災害救助法が適用された市町村の被災世帯(ほとんどの市町村が適用を受けた)	・半壊の被害を受けた者	所得・年齢制限はなし(当初はあり)	—	・応急仮設住宅を利用しない者	住宅補修(現物支給)	×	×	○	<限度額> 大規模半壊 100万円 半壊 50万円 (災害救助法上の応急修理60万円に上乗せ)	県の独自事業	県が全額負担	2004年
新潟県	「被災者生活再建補助金」	新潟県—E②	暫定 新潟県中越地震	支援法が適用された市町村の被災世帯(全県に支援法が適用されている)	・半壊含む	所得・年齢制限はなし	—	—	・支援法をベースにしているが市町村長が認めた場合には建設・補修そのものにも可能	○	実質○	実質○	<限度額> 100万円 ・家屋の損害・所得・年齢により支給額が異なる ・被災市町村外移転者は支給額は1/2	県が市町村に補助金を出す	県2/3 市町村1/3	2004年

福岡県西方沖地震(グループF)

実施主体名	制度・要綱・要領名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象被害度	支援対象所得	支援対象年齢	支援対象その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施時期
福岡市	「地震被災住宅再建支援金」 (福岡市地震被災住宅再建支援事業実施要綱)	福岡市—F①	暫定 福岡県西方沖地震	全市世帯(特定地域除く)	・住宅が半壊以上の被害を受けた世帯	支援法と同等		・支界島及び地震被害農漁村特定地域再生支援金の対象世帯を除く ・被災市町村内の再建等に限る	・住宅の建替・補修	×	○	○	<限度額> 全壊 300万円(経費の1/3を補助) 大規模・半壊 150万円(経費の1/3を補助)	市の独自事業	市が全額負担(被災者負担あり)	2005年
福岡市	「地震被害農漁村特定地域再生支援金」 (福岡市地震被害農漁村特定地域再生支援事業)	福岡市—F②	暫定 福岡県西方沖地震	特定地域の世帯	・住宅が一部損壊以上の被害	所得・年齢制限はなし		・北崎、志賀島、勝馬校区 ・同一校区内の再建等に限る	・住宅の建替・補修	×	○	○	<限度額> 建替 300万円 補修 150万円(経費の1/3を補助)	市の独自事業	市が全額負担(補修は被災者負担あり)	2005年
福岡県	「福岡県西方沖地震に係る被災住宅応急修理支援事業補助金交付要綱」	福岡県—F③	暫定 福岡県西方沖地震	被災者生活再建支援法が適用され、かつ、災害救助法が適用されない市町村の被災世帯	・半壊世帯	支援法と同等		—	・住宅の応急修理	×	×	○	<限度額> 応急修理 30万円 (加えて市町村による上乗せも可)	県の独自事業	県が全額負担	2005年

兵庫県の独自制度(グループG)

実施主体名	制度・要綱・要領名	省略名	恒久/暫定	発動要件・適用範囲	支援対象被害度	支援対象所得	支援対象年齢	支援対象その他	支給内容 生活再建 住宅再建 住宅補修	支給内容 生活再建	支給内容 住宅再建	支給内容 住宅補修	支給金額	支出方式	負担区分	制度実施時期
兵庫県	「居住安定支援制度補完事業」	兵庫県—G①	恒久	平成16年度中の自然災害で知事が特に定める災害で被災した世帯主(毎年更新)	・全壊・大規模(大規模・半壊でもやむを得ない理由で解体した場合は、全壊扱い)	・前年の年収800万円以下	特に制限なし	—	・住宅の再建・購入・新築・補修	×	○	○	<限度額> 全壊 200万円 大規模 100万円 ・支援法上の支援金を受給していた場合はその分を差し引く ・県外移転者は支給額は1/2(原則) ・「住宅再建等支援金制度」と併用	県が市町村に補助金を出す	支援内容によっては県が全額あるいは県が2/3 市町村1/3の場合もあり	2004年
兵庫県	「住宅再建等支援金制度」	兵庫県—G②	恒久(期間限定)	平成16年度中の自然災害で知事が特に定める災害で被災した世帯主	・半壊・床上浸水含む	・前年の年収800万円以下	特に制限なし	・被災市町村内の再建等に限る	・住宅の再建・購入・新築・補修	×	○	○	<限度額> 全壊 100万円 大規模 75万円 半壊 50万円 床上浸水 25万円 ・県の支給額を上回る場合に支給 ・「居住安定支援制度補完事業」と併用	県が市町村に補助金を出す	支援内容によっては県が全額あるいは県が2/3 市町村1/3の場合もあり	2004年8月31日以降の災害に適用 ただし、兵庫県住宅再建共済制度が出来るまでのつなぎ
兵庫県	「兵庫県住宅再建共済制度」	兵庫県—G③	恒久	共済加入者であればあらゆる自然災害に適用	・半壊含む	・共済負担金 5,000円/年 (ただし新規加入年度は500円/月)		—	・住宅の建築・購入・補修	×	○	○	再建等給付金 600万円 補修給付金 全壊200万円 大規模半壊100万円 半壊50万円 居住確保給付金 10万円 ・県外移転者は支給額は1/2	共済負担金により基金を積み立てる	県は基金に対して財政的援助を行う。	2005年9月